

米原海岸利用ルール

米原海岸は、多くのサンゴや魚等の生き物が生息しており、西表石垣国立公園に指定されています。しかし、訪れる利用者の増加や不適切な利用により、自然環境の保全や地域住民の生活に影響が出ています。米原海岸の自然環境を保全し、持続的な利用を進めるために、以下のルールにご協力をお願いします。



**野生の生き物を
捕らないでください。**

(サンゴや熱帯魚・シャコガイ等の採取は自然公園法・沖縄県漁業調整規則で規制されています)



**サンゴを傷つけないで
ください。**

(サンゴの損傷は自然公園法で規制されています。踏まない・折らないようにしましょう)



**野生の生き物に
餌を与えないでください。**

(餌を与える行為は、魚の行動や生態系のバランスに影響を与えます)



**鉾や水中銃を
使わないでください。**

(沖縄県漁業調整規則で水中銃は禁止されています)



**環境に優しい
日焼け止めを使いましょう。**



**遊泳時にはライフジャケットや
ウェットスーツを着用し、
ラッシュガードで
身体を守りましょう。**

(不慮の事故に備えるとともに危険な生き物との接触を予防しましょう)



**荒天時（警報発令時・
台風接近時・通過時）の
遊泳は非常に危険です！**

- ⚠️ 小さいお子様の事故が増えていますので、お子様には必ず付き添い、目を離さないようにしましょう。
- ⚠️ 体調不良時や飲酒後は絶対に海に入らないでください。

米原海岸の利用ルール検討準備協議会

環境省、石垣市環境課・観光文化課・施設管理課・消防本部、沖縄県八重山土木事務所、石垣海上保安部、米原公民館、石垣島アウトフィッターユニオン、石垣島米原海岸自然保護協会、WWF ジャパン

お問い合わせ先：環境省 石垣自然保護官事務所 ☎0980-82-4768